

答 申 第 2 6 4 号  
令 和 元 年 8 月 2 1 日

岐阜市長 柴橋 正直 様

岐阜市個人情報保護審議会  
会長 池 田 紀 子

保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用について（答申）

岐阜市個人情報保護条例（平成16年岐阜市条例第1号）第10条第3項の規定に基づき、令和元年8月14日付け岐阜市民市第171号で諮問のありました下記の事案について、下記のとおり答申します。

## 記

### 1 事案の概要

健康増進法（平成14年法律第103号）第8条第2項の規定により策定した「第三次ぎふ市民健康基本計画」の計画期間が令和2年度までであることから、市民の健康に関する状況等を把握し、現行の計画の評価を行うとともに、令和3年度から令和7年度までを計画期間とする次期の計画を策定する際の基礎資料を得ることを目的に、20歳以上の市民を対象とする健康基礎調査（以下「調査」という。）を実施する。

については、調査の実施に係る調査対象者の抽出、タックシールの作成及び調査対象者のグループ分けを行うに当たり、条例第10条第2項第5号の規定により、市民生活部市民課が保有する住民基本台帳の情報を利用目的以外の目的のために利用する。

### 2 利用目的以外の目的のために利用する保有個人情報

調査対象者の氏名、住所及び郵便番号

### 3 意見

適当なものと認める。